

障がい福祉

障がい(児)者がある能力と適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付その他の支援を行います。それにより、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

各種手帳

問 福祉課 ☎0745-45-5872

▶ 身体障害者手帳

法に定める一定以上の障がいがある方に、障がい程度を認定して身体障害者手帳を交付しています。

交付申請手続き

…交付申請書、写真1枚、診断書(身体障害者福祉法第15条指定医師が書いたもの)が必要です。

障がいの等級

…障がいの程度によって、1級から6級に区分されます。

▶ 療育手帳

知的障がいのある方が、種々の援助措置が受けられるように、療育手帳を交付しています。

交付申請手続き

…交付申請書、写真1枚が必要です。18歳未満の児童は奈良県中央こども家庭相談センターで、18歳以上の方は奈良県知的障害者更生相談所で判定を受けていただきます。

障がい程度の区分

…知的障がいの程度が、最重度の場合は「A1」、重度の場合は「A2」、中度の場合は「B1」、軽度の場合は「B2」と区分されます。

▶ 精神障害者保健福祉手帳

法に定める一定以上の精神障がいの状態にある方に手帳を交付しています。

交付申請手続き

…交付申請書、写真1枚、医師の診断書等が必要です。手帳の有効期限は2年間で、2年ごとに更新申請が必要です。

障がいの等級

…精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判定し、日常生活に支障をきたす程度が強い順に1級から3級に区分されます。

自立支援医療

問 福祉課 ☎0745-45-5872

▶ 更生医療

18歳以上の身体障がい者の方に、その障がいを軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善することを目的とし、その治療(手術)にかかる医療費を助成します。原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

▶ 育成医療

身体に障がいがあるまたは現存する疾患を放置した場合に身体に障がいが残ると認められる18歳未満の児童で、生活能力を得るため、手術などにより確実な治療効果の見込みのある方に、指定された医療機関での治療にかかる医療費を助成します。原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

▶ 精神通院医療

精神に障がいのある方で、継続的に通院による医療の必要がある方に、指定された医療機関での治療にかかる医療費を助成します。原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

〈以下は広告スペースです〉

一般社団法人障害児・者と家族の会 ひとつぶのたね



ひとつぶのたね

特定相談支援 就労継続支援B型 その他




2018年に設立した障害者支援事業所です
 「自分らしく生活がしたい」
 「ほっと一息つける場所がほしい」
 「仲間と一緒に働きたい」など
 それぞれの「ひとつぶのたね」を育てる
 お手伝いをさせていただきます

〒636-0934
 生駒郡平群町初香台 4-1-18
TEL 0745-47-1510
 hitotsubunotane.heguri@gmail.com



精神障害者医療費助成制度

問 福祉課 ☎0745-45-5872

平群町にお住まいの各種医療保険に加入している方で、精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方に対して、保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。

※他の福祉医療費助成の資格をお持ちの方は、いずれかひとつの資格を選択することとなります。該当される方は事前にご相談ください。

受給資格者証交付申請に必要なもの

- 精神障害者保健福祉手帳
- 健康保険証
- 印鑑(認印)
- 振込口座の通帳やキャッシュカード

心身障害者医療費助成

問 健康保険課 ☎0745-45-5800

対象者 …次のすべてを満たす方

- 平群町に住所を有する身体障害者手帳(1級・2級・3級・1種4級)または療育手帳(A1・A2・B1・B2)のいずれかをお持ちの方
- 国民健康保険・社会保険等の健康保険に加入している方(無保険の方や生活保護受給者、後期高齢者医療制度加入者は除く)
- 本人および扶養義務者の所得が旧国民年金法に規定する額未満である方
- 平群町の他の福祉医療制度を受けていない方

申請手続きに必要なもの

- 対象者の加入医療保険情報がわかるもの
- 助成金振込希望口座の通帳、キャッシュカード等
- 身体障害者手帳または療育手帳
- マイナンバーがわかるもの(対象者・配偶者・扶養義務者)

重度心身障害老人等医療費助成

問 健康保険課 ☎0745-45-5800

対象者 …平群町に住所を有する次のいずれかを満たし、かつ本人の所得が旧国民年金法に規定する額未満である方

- 身体障害者手帳(1級・2級・3級・1種4級)または療育手帳(A1・A2・B1・B2)のいずれかをお持ちの方で、後期高齢者医療制度に加入している方(無保険の方や生活保護受給者は除く)
- 75歳以上の方で、ひとり親家庭に該当する方(18歳未満の子、18歳未満の親のない子を現に養育している配偶者のいない方または婚姻したことのない方)

(以下は広告スペースです)

～ 共に生きる ～ NPO法人 大空の家

障害福祉サービス

・生活介護

大空の家(送迎・昼食提供実施)
月～金 9:00～16:00

※土、日及び祝日の一部と年末は休み

・共同生活援助(グループホーム)

つどい・つばさ

地域生活支援事業

・日中一時支援事業

TEL/FAX 0745-45-8182

〒636-0931 奈良県生駒郡平群町梨本546-1
E-mail: zoranoe@maia.eonet.ne.jp



申請手続きに必要なもの

- 対象者の加入医療保険情報がわかるもの
- 助成金振込希望口座の通帳、キャッシュカード等
- 身体障害者手帳または療育手帳
- マイナンバーがわかるもの(対象者・配偶者・扶養義務者)

福祉医療費貸付制度

問 健康保険課 ☎0745-45-5800

福祉医療費助成(子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、心身障害者医療費助成、重度心身障害老人等医療費助成)の資格をお持ちの方で、医療費の一部負担金(保険適用の自己負担金)の支払いが困難な場合に、申請により資金を貸し付けます。

- 貸付額:1つの医療機関で一部負担金等の額が1万円以上30万円以下であるもの(貸付は1ヶ月単位で行います。)
- 所得制限があります。
- 奈良県内の医療機関等に限りです。

福祉手当

▶ 特別児童扶養手当

問 こども支援課 ☎0745-49-0264

20歳未満の障がいのある児童を家庭において監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に手当が支給されます。(所得による支給制限があります)

▶ 障害児福祉手当

問 福祉課 ☎0745-45-5872

重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の障がい(障がいの程度は政令の定めによる)の状態にある在宅の20歳未満の方に支給します。(所得による支給制限があります) ※ただし、次の場合には手当を受給できません。

- 障がいを支給事由とする給付で政令で定めるものを受け取ることができるとき。
- 障がい児入所施設その他これに類する施設などに入所しているとき。

▶ 特別障害者手当

問 福祉課 ☎0745-45-5872

重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がい(障がいの程度は政令の定めによる)の状態にある在宅の障がい者(20歳以上)に支給します。(所得による支給制限があります) ※ただし、次の場合には手当を受給できません。

- 障がい者支援施設その他これに類する施設などに入所しているとき。
- 病院または診療所に継続して3ヶ月を越えて入院されるに至ったとき。

割引等

問 福祉課 ☎0745-45-5872

▶ 鉄道運賃割引

身体障害者手帳および療育手帳を所持されている方が鉄道を利用する場合、手帳を提示することで運賃が割引されます。

割引料金

- …1.「第1種」は本人と介護者共に区間制限無しで割引
ただし、本人のみの場合は片道100kmを超える場合半額
- 2.「第2種」は本人のみで片道100kmを超える場合半額

利用方法

…各駅の窓口にて、身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

▶ バス運賃割引

身体障害者手帳および療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者に対して運賃が割引されます。

割引料金

- …1、「第1種」は本人と介護者共に半額(普通乗車券に限る)
- …2、「第2種」は本人のみ半額(普通乗車券に限る)

利用方法

…バスに乗降時、身体障害者手帳または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。

▶ タクシー運賃割引

身体障害者手帳または療育手帳を提示することで運賃が割引されます。

割引料金 …運賃の10%割引(10円未満の端数は切り上げ)

利用方法

…料金を支払う際、乗務員へ身体障がい者手帳または療育手帳を提示してください。

地域生活支援

問 福祉課 ☎0745-45-5872

▶ 障がい者相談支援事業

障がい児者およびその家族の相談に応じて、情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

▶ 地域活動支援センター事業

障がい者等の日中活動の場として、創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流の促進などを図ります。

▶ 手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者等と手話を用いて、日常生活上のコミュニケーション支援と、交流活動を促進するために手話通訳者を派遣します。

▶ 要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等で身体障害者手帳の交付を受けた者とのコミュニケーションを図るための要約筆記者を派遣します。

▶ 移動支援事業

単独で外出することが困難な障がい児者が社会生活や社会参加のため、ヘルパーが付き添い移動の支援を行います。

▶ 日中一時支援事業

日中において監護する者がいない障がい児者に一時的に見守り等の支援を行うことで、活動の場の確保を行います。

また、日常的に監護している家族の就労支援および一時的な休息も図ります。

▶ 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対して、音声訳による町広報等を提供します。

▶ 日常生活用具等給付事業

日常生活の便宜を図るため、日常生活用具(ストーマ、紙おむつ、その他生活支援用具等)の購入について、所得状況によって費用の全額または一部を支給します。

▶ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に当たり、成年後見人等の報酬を負担することが困難である者に対して、助成します。

▶ 運転免許取得・改造事業

重度身体障害者が就労等の社会経済活動への参加促進を図るため、改造費用の一部を助成します。

対象者

…平群町に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当する方

- 1.身体障がい者手帳が1級または2級の者で、上肢、下肢または体幹に区分される重度身体障がい者
- 2.就労等により、自らが所有し運転する自動車の操向装置(ハンドル)および駆動装置(アクセル、ブレーキ、ギアチェンジ)等の一部を改造する必要がある者

※その他所得要件などあります。

助成額

…助成金の額は、操向装置および駆動装置等の改造に要した費用とし、10万円を限度とします。

福祉サービス

問 福祉課 ☎0745-45-5872

▶ 障がい福祉サービス

在宅生活や施設入所している障がい者に対して、日常生活の介護や日中活動または訓練の場の提供などの支援をします。

▶ 児童福祉サービス

障がい児に対して、日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立などの支援をします。

生活相談

問 福祉課 ☎0745-45-5872

生活困窮者自立支援

▶ 生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、暮らしに困っている世帯に最低限度の生活を保障するため必要な給付を行うとともに、自分たちの力で生活していけるよう支援することを目的としています。詳しくは福祉課まで相談してください。

民生委員・児童委員

問 福祉課 ☎0745-45-5872

民生委員・児童委員(主任児童委員)

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、援助を必要としている地域住民のよき相談相手となり、関係機関とのパイプ役として、地域福祉の推進のために活動しています。



福祉・障がい